○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙台市青葉区作並字元木一三番一四から同市青葉区作並字長原二一番二まで	前	ＢＡ	八・五三～二四・五五メートル	○・三七五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	一三・七〇～四一・五六メートル	○・三四二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番五七から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川稲葉四丁目三七七番一から同市古川稲葉字角田八番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前	ＢＡ	一四・〇〇～四六・〇〇メートル	三・五三〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	〇・〇〇～八七・六八	三・八五〇	
			一四・〇〇～四六・〇〇	三・五三〇	
			〇・〇〇～八七・六八	三・八五〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三区町六三四番八二から同市三区町六三六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月一日

○関東地方整備局告示第二百十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

関係図面のうち第二百五十七号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和四十年三月十九日付け埼玉県告示第百八十六号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第二百二十号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

○関東地方整備局告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　埼玉県

第２　事業の種類　春日部駅付近連続立体交差事業に伴う仮線工事（東武鉄道「伊勢崎線」及び東武鉄道「野田線」）

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、東武鉄道伊勢崎線（以下「伊勢崎線」という。）においては埼玉県春日部市南一丁目地内の市道５－109号線との交差部付近から春日部駅を経由し同市粕壁四丁目地内の一級河川古隅田川までの延長1.625kmの区間及び東武鉄道野田線（以下「野田線」という。）においては同市粕壁字八木崎地内の八木崎駅から春日部駅を経由し同市南一丁目地内の水路付近までの1.881kmの区間（両区間をあわせて以下「全体計画区間」という。）を高架化し、道路と鉄道とを連続立体交差化する「春日部駅付近連続立体交差事業（伊勢崎線及び野田線）（以下「本体事業」という。）に伴う仮線工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。